

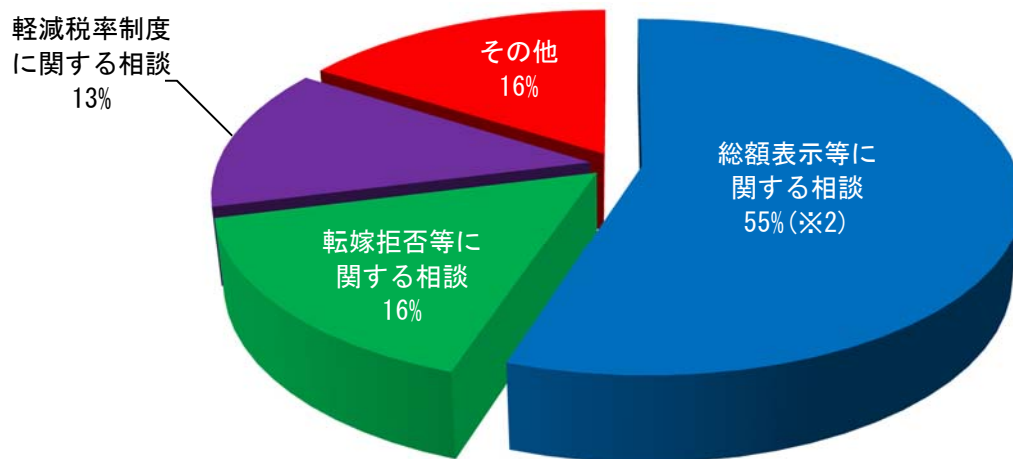
消費税価格転嫁等総合相談センターの相談対応状況

消費税価格転嫁等総合相談センターの平成 28 年 6 月(6/1～6/30)の相談対応状況は以下のとおり。

1 相談件数

6 月の相談件数：電話 69 件、メール 0 件

【相談内容（全 69 件）の内訳（※1）】



2 相談例

○ 総額表示等に関する相談

Q. 消費者である。ある小売店の商品の価格表示は税抜表示であるにもかかわらず、レシートの表示は税込表示されているがこのような方法は認められているのか。

A. 消費税の課税事業者が消費者に対して商品等の販売などの取引を行う際に、あらかじめ取引価格を表示する場合は、商品に係る税込価格を表示すること(総額表示)が義務付けられています。

ただし、消費税転嫁対策特別措置法第 10 条第 1 項により、平成 25 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日までの間、現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置(誤認防止措置)を講じていれば税込価格を表示することを要しないこととされています(総額表示義務の特例)。

このように総額表示義務及び総額表示義務の特例は、あらかじめ取引価格を表示する値札や広告等における価格表示を対象とするものですので、商品購入後に消費者に渡すレシートの金額表示は、これら規定の対象ではありません。

※1 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は 1 件

※2 うち総額表示に関する相談が 26%、消費税一般に関する相談が 74%

なお、この総額表示義務の特例を適用して税込価格によらない表示を行う事業者は、平成 30 年9月 30 日までの間であっても、できるだけ速やかに、税込価格を表示するよう努めなければならないこととされています。

○ 転嫁拒否等に関する相談

Q. 法人事業者に店舗用物件を賃貸している個人事業者である。消費税率引上げ前に締結した契約書に「税込〇〇円」と記載されていたことから、平成 26 年4月1日以降も家賃を据え置かれたままになっているのだが、取引先のこのような行為は消費税転嫁対策特別措置法上問題とならないのか。

A. 平成 26 年4月1日以降に課税資産の譲渡等が行われる取引については、経過措置の適用があるものを除き、税率8%が適用されます。税率8%が適用される取引について、平成 26 年4月以降も消費税率引上げ前の取引金額(税込)のまま据え置くことは、合理的な理由がない限り「買ったとき」として消費税転嫁対策特別措置法上問題となります。

契約書に「税込〇〇円」と記載されているとの理由で取引金額を据え置くことは合理的な理由とはなりませんので、実際にそのような行為を受けた場合には、公正取引委員会や事業所管官庁などに御相談ください。

○ 軽減税率制度に関する相談

Q. 事業者である。カウンターや椅子等の飲食設備を有しない屋台での食料品の提供は、軽減税率の対象となるのか。

A. 軽減税率の対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備がある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいいます。

したがって、飲食設備がない場所で行う飲食料品の販売は、軽減税率の対象となります。

なお、飲食設備の範囲を含め、軽減税率の個別具体的な適用関係等につきましては、国税庁ホームページの「軽減税率サイト」に掲載されている軽減税率制度に関する法令解釈通達や Q&A で御確認いただくか、所轄の税務署にお問い合わせください。

Q. 食品を販売する際に容器を使用するが、軽減税率に関する取扱いはどうなるのか。

A. 軽減税率は、

- ① 酒類を除く飲食料品(外食は含まれません。)の譲渡
- ② 週2回以上発行される新聞のうち定期購読契約に基づく譲渡

に適用されます。

飲食料品の販売に際し使用される容器がその販売に付帯して通常必要なものとして使用されるものであるときは、容器につき別途対価を定めている場合を除き、その容器も含め「飲食料品の譲渡」に該当します。

なお、軽減税率の個別具体的な適用関係等につきましては、国税庁ホームページの「軽減税率サイト」に掲載されている軽減税率制度に関する法令解釈通達や Q&A で御確認いただくか、所轄の税務署にお問い合わせください。

問合せ先

内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

電話：03-3539-2610